

1. 立法過程フロー

<フローのつかみ方>

1. 4つの固まりがあることを把握する。
2. 全体を、まず時系列的に把握する。
3. 内閣提出法案の政府内での過程を動的に把握する。
4. 政党の動きを把握する。

<法令>
★日本法令索引

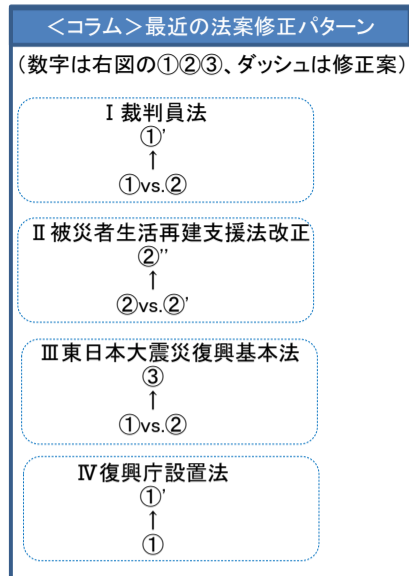
<議会>
衆参のサイトからも。
★活動状況、統計
『衆議院の動き』(暦年)
『参議院審議概要』(会期)
帝国議会の活動報告

★国会会議録
★帝国議会会議録
★議案、法案、請願、質問・答弁、衆・参公報
★立法事実
各調査会報告書
衆議院予備的調査
政党紙誌

<ネットでは見られない>
★衆・参要覧
★先例集
衆議院先例集、衆議院委員会先例集、参議院先例録・先例諸表、参議院委員会先例録・先例諸表

<国会議員情報に関する民間サイト>
Yahoo!みんなの政治
国会議員白書
など

<コラム>「5点(3点)セット」って何?
要綱
法律案(理由、本文)
新旧対照条文
参照条文

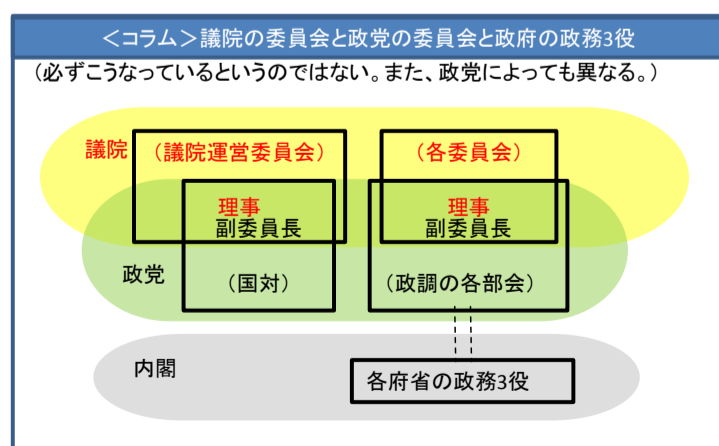
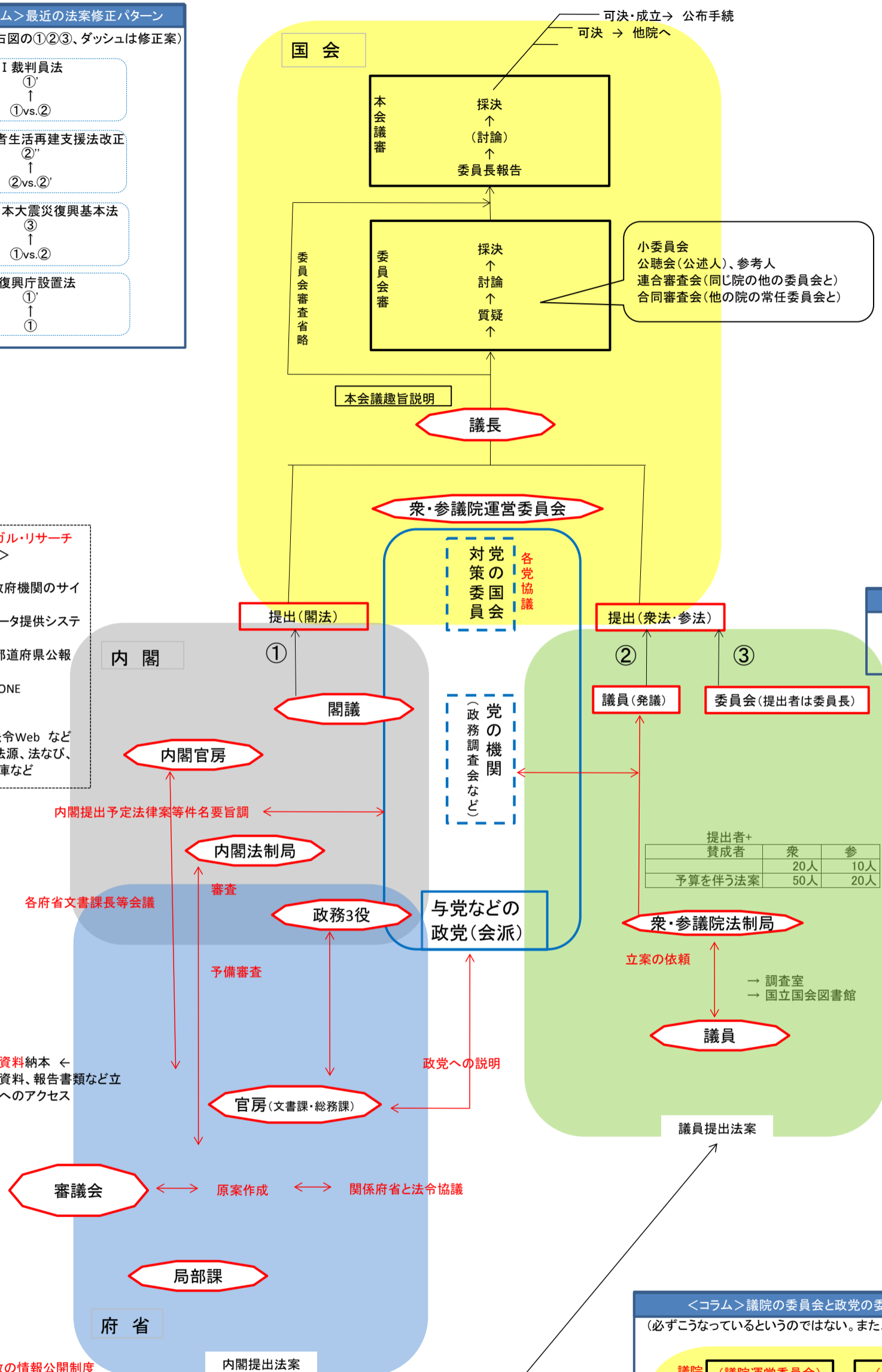


- ★リーガル・リサーチ
<政府>
e-Gov
府省・政府機関のサイト
法令データ提供システム
官報、都道府県公報
<民間>
LexisASONE
D1-Law
TKC
Super法令Web など
法庫、法源、法なび、
中野文庫など

★官庁資料納本 ←
審議会資料、報告書類など立法事実へのアクセス

- ★行政の情報公開制度
★行政手続法
○処分手続
○行政指導手続
○届出手続
△行政立法制定手続
○意見公募手続(パブコメ)
×制定手続

<コラム>サクッと数字を覚える
戦後立法: 約10,000
現行法律: 2,000弱
政令: 2,000弱
省令: 3,800弱



2. 説明のためのレジュメ

<この講義のポイント>

- 立法過程のどの段階でどのような情報が発生するかを把握することができると、
- 利用者のニーズに応えるための最適な調査方法に到達するのに役立つ。
- そういう観点で、立法過程のフローと特徴を大きくつかもう。

1. 利用者のニーズはどこにあるか、を常に考える

(1) 立法過程の把握の仕方

- ① ふたつの把握の仕方(→図1、図2)
- ② 立法学という学問分野が提唱されている(→図3)

(2) 何のために立法過程を調べようとしているか

- ① ある法律(領域)の特徴を明らかにする
- ② 政策的な含意を明らかにする → 何らかの規範的主張
- ③ 実務的要請(研究、運動、裁判…)

2. フローを大きくつかむ(→p.1)

- (1) 4つの固まりの把握から始めて次第に細かく見て行く
- (2) どの段階でどのような情報が発生するか、を推測する(フロー図の中の★)
- (3) 立法事実から収斂していく過程の把握が難しい

3. 議員立法の類型化の試み(→表1)

4. 最近の特徴

- (1) 自民党政権、連立政権、政権交代、ねじれ(→図4)
- (2) 修正過程がおもてに出てきた

5. 参考文献(最近のもの数点)

A 立法過程、立法学に関する図書

- 大森政輔・鎌田薫編『立法学講義(補遺)』商事法務,2011.3
- 大山礼子『国会情報』浦田・只野編『議会の役割と憲法原理』信山社 2008.12, pp.143-161
- 中島誠『立法学[新版]』法律文化社2007.10
- 盛岡多智男『基本法立法過程の研究』山梨学院大学行政研究センター2005.11
- 谷勝宏『議員立法の実証研究』信山社2003.1
- 福元健太郎『日本の国会政治 全政府立法の分析』東京大学出版会2000.9

B 立法過程に関する雑誌論文

- 武蔵勝宏『民主党連立政権下の立法過程』『北大法学論集』61(6)2011.3 pp.115-150<http://hdl.handle.net/2115/45130>
- 同『最近の日本における立法の動向と問題点』同上57(1)2006.5, pp.371-399 <http://hdl.handle.net/2115/11383>
- 伊藤和子『「ねじれ国会」における国会審議の諸相』同上61(5)2011.1 pp.129-155<http://hdl.handle.net/2115/44790>

* 北大立法過程研究会にはこの分野で豊かな研究成果があり、その多くは、『北大法学論集』に掲載され、インターネットで閲覧できる。
* 特に、武蔵勝宏(谷勝宏)氏は、ケーススタディを含め、精力的に研究成果を発表している。

C 具体的な法律(案)に関するケーススタディ

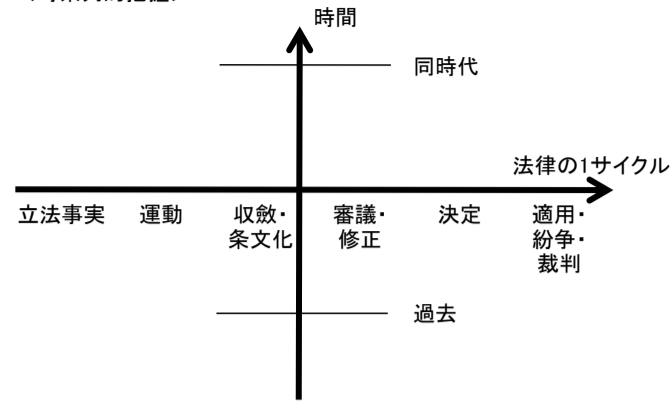
- 読売新聞政治部『法律はこうして生まれた ドキュメント立法国家』中公新書ラクレ2003.11

* NDL-OPACで、「立法過程」や「制定過程」をキーワードにした検索結果のほんの一部をアドホックにあげるだけでも次のような分野の研究がある。過去の過程なら図書、雑誌、記事も威力を発揮することができる。
金融システム改革関連法、情報公開法、国家賠償法、容器包装リサイクル法、教育基本法、図書館法、著作権法、自転車法、古物営業法、東日本大震災復興基本法、景観法、介護保険法、個人情報保護法、暴力団員による不当行為防止法、漁港法、信託法、特定不況産業安定臨時措置法、育児休業法、臓器移植法、賞金業法、裁判員法…。

D 法令議会情報の検索ノウハウに関する図書

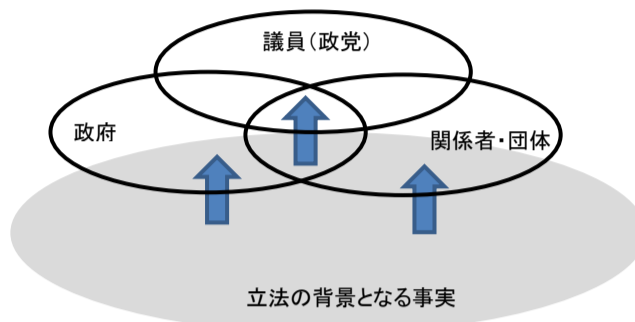
- いしかわまりこ、藤井康子、村井のり子『リーガル・リサーチ[第4版]』日本評論社2012.4
- 川崎政司『法律学の基礎技法』法学書院2011.6

図1 <時系列的把握>



(講師作成)

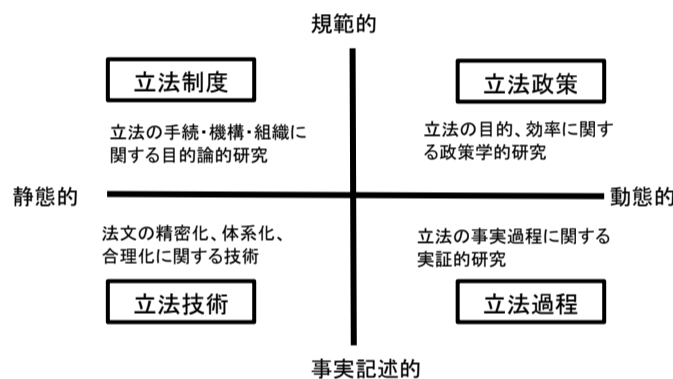
図2 <動態的把握>



↑
・問題の認識・定義に基づくアジェンダの設定
とは、
・多様な政策代替案の生成
・その収斂・選択
・複数のアクターが同時並行的・相互交渉的に動く

(講師作成)

図3 <「立法学」の内容と分類>



(出所) 橋幸信「実践的立法学」の構築に向けて—法律(案)のつくり方・つくり方—
『北大法学論集』54(1)2003.4, pp.171-217<http://hdl.handle.net/2115/15200>
(一部省略)

表1 <議員立法の内容的傾向と類型化(試論)>

類型	内容(分野)的傾向	例	
国会自律型	①国会、選挙、政党、政治資金関係	国会法、公職選挙法	
政策型	政策実現型	(1) 圧力団体型	②地域振興関係 過疎地域自立促進特措法
		(2) 議員個人型	③特定業界(業法、士法)関係 弁護士法、探偵業法
		(3) 問題即応型	④議員個人の道徳観・倫理観に基づく 臓器移植法、動物保護法
	政策表明型	(4) その他	⑤議員個人の政策関心に基づく NPO法、文字・活字文化振興法
		(5) 先取り型	⑥災害・重大な社会問題 被災者生活再建支援法
		(6) 対案型	⑦新たな犯罪類型・社会問題 ヤミ金融規制のための貸金業法改正
政府依頼型	⑧特定の政策分野 原子力基本法(など多くの「基本法」)		
	⑨(不成立法案)	財政健全化責任法案	
	⑩(不成立法案)	年金制度改革法案	
	⑪政府依頼立法		
	⑫政府から提出しにくい法案		

(出所) 参考文献Aa, p.154(橋幸信執筆部分)

図4 <国会審議のパターン>

	ヴィスコスティ型	討議アリーナ型	コンセンサス型	多数決主義型
対象法案 与野党関係の 主舞台	閣法 議運理事会・ 委員会理事会・ 本会議 一政党間の議事 日程対決	閣法vs.議員立法 委員会・本会議 一政党間の 意見対決	閣法+修正案 委員会理事会・ 与野党協議	閣法 委員会・ 本会議 一政党間の評決 の場
審議過程の パターン	野党による 審議入り阻止、 審議引き延ばし、 採決阻止	野党による質疑、 政府による答弁、 与野党による討論	与野党による 修正協議重視	与党による議事 統制権・評決権の 行使
重視される 国会機能	決定阻止	立場表明・ 争点明示	合意形成	決定
政党システム	自民一党優位	2大政党制のもと での自民・民主 競争型	2大政党制のもと での自民・民主 協調型	2大政党制のもと での自民・民主 対決型

(出所) 参考文献Bb., p.378

3. 立法過程の具体例

(1)NPO法(特定非営利活動促進法、租税特別措置法等の一部を改正する法律)の成立までの略年表(②vs.②'→②'のパターンと①vs.②→①のパターン)

年	月	政府審議会等	民間団体等	政府	自民党を含む与党	自民党以外の政党
1971	9	法制審議会等 が検討事項				
1992	6			総務庁「公益法人制度の整備について の勧告」		
1993			・市民活動推進法研究会等市民団体の活動が活発に ・自由人権協会「NGO税制の改善に関する研究会」		政治状況の変化とともに議員、政府、 関係団体が並行して動き始めた	日本新党、都議選で「非営利法人基本条例」を提唱
1994	6					日本新党の1994年度重点政策でNPOに言及
	12				自社さ政権、NPOプロジェクトチームを 設置、研究、ヒアリングを継続	
1995	1	(阪神・淡路大震災)				
	2		市民活動を支える制度をつくる会が 首相に「ボランティア支援立法措置に 関する要望書」	ボランティア問題に関する関係省庁連 絡会議		新進党「ボランティア基本法案」(審議 未了)
	3		つくる会、市民活動を推進する2つの 法律に関する提言	環境庁「環境NGOの支援に関する研 究会」		政党の対応は早かったが...
	4		各種市民団体「市民活動の制度に関 する連絡会」結成			
	5~12		市民団体等「官主導の非営利セク ター再編に反対」申し入れ	関係省庁連絡会議中間報告案、自社 さと党NPOプロジェクトチームに受け 入れられず、活動停止	自社さ、各法案(大綱等)を提示→与 党は最終調整に至らず	新進党、法人格付与法骨子案、税制 改正法骨子案→市民公益活動を行う 団体に対する法人格の付与等に関する 法律案、税制改正法案を国会提出、 継続審議
1996	9~10	(9月民主党結成、10月総選挙、政権は 自民+社民+さきがけ閣外協力、野党は 新進、民主等。)	日本NPOセンター発足		市民活動促進法案提出(継続審議)	新進党2法案提出(継続審議)
1997	1	(ナホトカ号遭難、流出した重油除去に 多数のボランティア活動)				
	2~3				与党と新進党、与党と民主党との政策協 議	
	4				与党と新進党の協議は決裂	
	5~6		マスコミ、民間団体、法案の早期成立 を主張	結局議員立法どうし	衆議院内閣委員会で審議入り、与党3 党+民主党共同修正案をさらに修正し て可決。参議院では他の法案が優先 され、継続審議	新進党案、共産党案は否決
1998	1~3		民間団体、熱心にロビー活動	参議院で修正、 再び衆議院へ	参議院労働・社会政策委員理事会を 舞台に各党派による修正協議。 自民等が修正案を共同提案、名称を 特定非営利活動促進法案に変更。参 議院可決、衆議院に回付され可決(平 成10年法律第7号)。	
	12	経済戦略会議(首相の諮問機関)が 寄附金に対する免税措置の拡大に言	日本ボランティア学会設立	特定非営利活動促進法施行		
1999			・NPO法人第1号 ・税制優遇措置への機運 ・全国28市民団体によるNPO/NGO連 絡会	政府税調「NPO優遇税制は今後の検 討課題」(慎重姿勢)	NPO議員連盟(超党派優遇税制を目 指す)	
2000	12		優遇税制創設全国キャンペーン		6月総選挙の各党公約にNPO寄附金優 遇税制等が盛り込まれ、選挙後主張 が活発化	
				政府税調NPO税制創設を明示した答 申、閣議決定	与党自公保3党、税制大綱でNPO優 遇税制の具体案	民主、共産それぞれ税制大綱
2001	3			租税特別措置法改正法案国会提出、 成立(平成13年法律第7号)		民主、自由、共産、社民が共同で法 案提出(第151回国会参法13号、14 号)

議論の大きな契機

政治状況の変化とともに議員、政府、関係団体が並行して動き始めた

結局議員立法どうし

参議院で修正、再び衆議院へ

優遇税制は閣法で

裁判過程への国民参加という論点には長い歴史。審議会から表面化する典型例

(2)裁判員法(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)の成立までの略年表(①vs.②→①のパターン)

年	月	司法制度改革審議会	日弁連等	政府	自民党を含む与党	民主党
1999	6	審議会設置法成立				
	7	審議会(第1回)				
	11		日弁連「司法改革実現に向けての基本的提言」			
	12	最高裁、法務省、日弁連から意見聴取のうえ、論点整理				
2000	3~7		日弁連「陪審制度の実現に向けての提言」		「21世紀の司法の確かな一歩」	「市民が主役の司法へ」
	11	中間報告				
2001	1	有識者が初めて「裁判員」という名称を使用	日本法律家協会、商事法務研究会がシンポ開催			
	5				「21世紀の司法の確かなビジョン」	「司法制度改革への意見」
	6~7	首相に意見書を提出		「司法制度改革審議会意見に関する対処方針」閣議決定、内閣官房に準備室設置		
	9~12			司法制度改革推進法案を国会提出(9月)、成立(11月)、内閣に推進本部(12月)、推進本部に「裁判員制度・刑事検討会」設置		府省から内閣へ格上げ
2002	2~3			「検討会」活動開始。「司法制度改革推進計画」閣議決定		
	7		日弁連「裁判員制度」の具体的制度設計要綱	「検討会」で最高裁、法務省、経団連、連合の意見聴取		政府と与党が並行して成案に持って行き、閣法で提出
	11		司法改革国民会議「血の通う司法」を実現するための第1回提言			
2003	3			「たたき台」提示		
	5		日弁連「たたき台に対する意見」	報道関係諸団体から意見聴取	司法制度調査会に小委員会設置	
	12		日弁連「意見書」(自公に働きかけ)		「裁判員制度のあり方について」	「裁判員制度設計に関する考え方」
2004	1		日弁連「意見書」		与党政策責任者会議司法改革プロジェクトチーム	
	2			推進本部会合で法案最終合意	与党合意 自民党司法制度調査会、与党合意を了承了承 ↓ 法務部了承 ↓ 政調、総務会了承 公明党了承。	野党は対案を用意する
	3			事務次官会議→閣議 裁判員法案を国会提出		
	4		日本新聞協会、日本民間放送連盟が法案に対する見解		衆議院本会議で趣旨説明、質疑、法務委員会に付託 衆議院法務委員会、趣旨説明、質疑 衆議院法務委員会、参考人意見聴取、公聴会	
	5				修正案(自公民共同提案)、法務委員会、本会議で可決(全会一致) 参議院本会議で趣旨説明、質疑、法務委員会に付託 法務委員会で趣旨説明、質疑、参考人意見聴取、地方公聴会 法務委員会、本会議で可決(平成16年法律第63号)	

(出所)以下の資料掲載の年表をもとに講師作成。
(1)小島廣光「政策形成とNPO法」有斐閣、2003.11
(2)柳瀬昇「裁判員法の立法過程(4・完)」『信州大学法学論集』v.11, 2008, pp.135-209 <http://hdl.handle.net/10091/3888>

4. 法令索引を活用して改正経緯を追う例(内閣法)

1. 内閣職権、内閣官制、内閣法の変遷

	大日本帝国憲法	内閣職権 (明治18年12月22日)(注)1	各省官制 (明治19年勅令第2号)	内閣官制 (明治22年勅令第135号)		日本国憲法	内閣法					
					改正 (明治40年勅令第7号) (昭和18年勅令第197号、第505号)		(昭和22年法律第5号)	改正 (昭和22年法律第69号行政官庁法附則による内閣法改正)	改正 (昭和40年法律第69号) (昭和41法律第89号) (昭和46年法律第88号) (昭和49年法律第91号)	改正 (平成11年法律第88号)	改正 (平成23年法律第125号復興庁設置法に伴う附則改正)	
首相の任命	第10条 天皇ハ…(中略)…文武官ヲ任免ス…(後略)					第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。						
首相が欠けたとき				第8条 内閣総理大臣故障アルトキハ他ノ大臣臨時命ヲ承ケ其ノ事務ヲ代理スヘシ		第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。	第9条 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する國務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。					
大臣の任命権・罷免権	第10条 天皇ハ…(中略)…文武官ヲ任免ス…(後略)	第7条 各大臣事故アルトキハ臨時命ヲ承ケ他ノ大臣其事務ヲ管理スルコトアルヘシ		第9条 各省大臣故障アルトキハ他ノ大臣臨時命ヲ承ケ其ノ事務ヲ管理スヘシ		第68条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。 2 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。	第10条 主任の國務大臣に事故のあるとき、又は主任の國務大臣が欠けたときは、内閣総理大臣又はその指定する國務大臣が、臨時に、その主任の國務大臣の職務を行う。					
閣内における首相の地位		第1条 内閣総理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ總督ス 第2条 内閣総理大臣ハ行政各部ノ成績ヲ考ヘ其説明ヲ求メ及ヒ之ヲ檢明スルコトヲ得 第6条 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々状況ヲ内閣総理大臣ニ報告スヘシ但事ノ軍機ニ係リ參謀本部長ヨリ直ニ奏スルモノト雖モ陸軍大臣ハ其事件ヲ内閣総理大臣ニ報告スヘシ		第2条 内閣総理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承ケテ行政各部ノ統一ヲ保持ス 第7条 事ノ軍機軍令ニ係リ奏上スルモノハ天皇ノ旨ニ依リ之ヲ内閣ニ下付セララルノ件ヲ除ク陸軍大臣海軍大臣ヨリ内閣総理大臣ニ報告スヘシ	第4条ノ2 内閣総理大臣ハ所管ノ事務ニ付警視總監、北海道庁長官府県知事ヲ指揮監督ス若シ其ノ命令又ハ処分ノ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ権限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ之ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得 [昭和18年の2つの勅令で「警視總監」の上に「東京都長官」を、「北海道庁長官」の下に「権太庁長官」を追加]	第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。	第2条 内閣は、首長たる内閣総理大臣〔後略〕。 第4条2 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。 第5条 内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般國務および外交関係について国会に報告する。 第6条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。 第7条 主任の大臣の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する。			第2条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び〔後略〕。 第4条2 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を發議することができる。		
副署	第55条 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス	第5条 凡ソ法律命令ニハ内閣総理大臣之ニ副署シ其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ内閣総理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ		第4条 凡ソ法律及一般ノ行政ニ係ル勅令ハ内閣総理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ 勅令ノ各省専任ノ行政事務ニ屬スル者ハ主任ノ各省大臣之ニ副署スヘシ	第4条 内閣総理大臣ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ閣令ヲ発スルコトヲ得 ・明治40年公式令改正・公式令制定に伴う内閣官制改正。第4条の勅令副署規定を公式令で規定し、公公式にあった内閣総理大臣の閣令副署規定を内閣官制で規定。(注)2	第74条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。						
内閣の構成、大臣の数・種類		[「太政大臣左右大臣參議各省卿ノ職制ヲ廢シ内閣総理大臣及各省諸大臣ヲ置キ内閣ヲ組織ス」(明治18年太政官達第69号)] 今般太政大臣左右大臣參議各省卿ノ職制ヲ廢シ更ニ内閣総理大臣及宮内外務内務大藏陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ置ク 内閣総理大臣及外務内務大藏陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス	通則第1条 コノ命令中各省トアルハ外務省内務省大藏省陸軍省海軍省司法省文部省農商務省通信省を合称ス	第1条 内閣ハ國務各大臣ヲ以テ組織ス 第10条 各省大臣ノ外特旨ニ依リ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシメラルルコトアルヘシ		第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣を以て、これを組織する。 内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。	第2条1 内閣は、首長たる内閣総理大臣及び國務大臣16人以内を以て、これを組織する。 第3条2 前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。	第2条1 内閣は、首長たる内閣総理大臣及び國務大臣17人〔昭和41年18人、昭和46年環境庁設置に伴い19人、昭和49年20人〕以内の國務大臣を以て、これを組織する。	第2条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された國務大臣をもつて、これを組織する。 2 前項の國務大臣の数は、14人以内とする。ただし、特別に必要がある場合においては、3人を限度にその数を増加し、17人以内とすることができる。	附則2 復興庁が廃止されるまでの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「14人」とあるのは「15人」と、同項ただし書中「17人」とあるのは「18人」とする。		
連帯責任	第55条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス ・「國務大臣単独輔弼性」と称される。					第66条3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。	第2条2 内閣は、行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う。				第1条2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。	
内閣の任務、意思決定				第5条 左ノ各件ハ閣議ヲ經ヘシ 一 法律案及予算決算案 二 外国条約及重要ナル國際條件 三 官制又ハ規則及法律施行ニ係ル勅令 四 諸省ノ間主管權限ノ争議 五 天皇ヨリ下付セラレ又ハ帝國議會ヨリ送致スル人民ノ請願 六 予算外ノ支出 七 勅任官及地方長官ノ任命及進退 其ノ他各省主任ノ事務ニ就キ高等行政ニ關係シ事体稍重キモノハ總テ閣議ヲ經ヘシ		第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。 一 法律を誠実に執行し、國務を總理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。	第1条 内閣は、日本国憲法第73条その他日本国憲法に定める職権を行う。 第4条 内閣がその職権を行うのは閣議によるものとする。 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。 第6条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。	第1条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第73条その他日本国憲法に定める職権を行う。				
閣内における大臣				第6条 主任大臣ハ其ノ所見ニ由リ何等ノ件ヲ問ハス内閣総理大臣ニ提出シ閣議ヲ求ムルコトヲ得			第3条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。 第4条3 各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。					
処分中止権		第3条 内閣総理大臣ハ須要ト認ムルトキハ行政各部ノ処分又ハ命令ヲ停止セシメ親裁ヲ待ツコトヲ得		第3条 内閣総理大臣ハ須要ト認ムルトキハ行政各部ノ処分又ハ命令ヲ中止セシメ親裁ヲ待ツコトヲ得			第8条 内閣総理大臣は、行政各部の処分又は命令を中止せしめ、内閣の処置を待つことができる。					

(注)1 官報不掲載。公文類聚第9編明治18年第1巻所収。
(注)2 勅令の各省大臣の単独副署の制度が廃止され、全ての勅令に内閣総理大臣が副署することになった。
1 原則として漢字は新字体で、仮名づかいには現代仮名づかいで、数字は算用数字で示した。
2 内閣官制、内閣法の改正は、改正があった場合のみその改正部分を折り込んだ当該条項を掲げた。
3 ・で掲げた文は講師による補注。[]は講師による便宜的補足。

(出典)『法令全書』、内閣制度百年史編纂委員会『内閣制度百年史』1985。などから講師作成。

2. 内閣法 (内閣官房に関する規定) の変遷

	改正 (昭和22年法律第5号) (昭和22年法律第195号)	改正 (昭和24年法律第122号) (昭和27年法律第268号)	改正 (昭和32年法律第158号) (昭和33年法律第97号)	改正 (昭和36年法律第111号) (昭和37年法律第77号) (昭和39年法律第126号)	改正 (昭和38年法律第102号)	改正 (昭和41年法律第89号) (昭和46年法律第88号) (昭和49年法律第91号)	改正 (昭和44年法律第33号)	改正 (平成8年法律第103号)	改正 (平成10年法律第13号)	改正 (平成11年法律第88号)
内閣官房の所掌事務	第12条 内閣に、内閣官房及び法制局を置く。 内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。 法制局は、内閣提出の法律案及び政令案の審議立案並びに条約案の審議その他法制一般に関することを掌る。 前2項の外、内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。 内閣官房及び法制局の組織は、別に法律の定めるところによる。 内閣官房及び法制局の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。 〔法務庁設置に伴い法制局廃止(昭和22年法律第195号)〕	第12条第4項削除	第12条2 内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務、閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整及び内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。 第16条 内閣官房に置かれる第14条の2に規定する職員〔中略〕の定員は、36人〔昭和33年改正で51人〕とする。 第17条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。	第16条1 第14条の2に規定する職員のうち内閣官房に恒常的に置く必要がある職に充てらるべき常勤の職員の定員は、70人〔昭和37年改正で71人、昭和39年改正で79人。昭和37年改正で「法制局」が「内閣法制局」に改正。〕とする。	第12条 内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。 第16条 内閣官房に置かれる第14条の2に規定する職員〔中略〕の定員は、36人〔昭和33年改正で51人〕とする。 第17条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。	第16条 削除 「行政機関の職員の定員に関する法律」により、内閣の機関、各府省の定員は、総定員の限度内で政令事項となった〕				第12条 内閣に、内閣官房を置く。 2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務 五 前三号に掲げるものほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務 3 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。 4 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。 第22条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。
官房長官		第13条 内閣官房に内閣官房長官1人を置く。 2 内閣官房長官は、國務大臣を以て、これに充てることができる。 3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。		第13条 内閣官房に内閣官房長官1人を置く。 2 内閣官房長官の任免は、天皇がこれを認証する。 3 内閣官房長官は、國務大臣を以て、これに充てることができる。この場合においては、前項の規定は、適用されないものとする。 4 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。	第13条 内閣官房に内閣官房長官1人を置く。 2 内閣官房長官の任免は、天皇がこれを認証する。 3 内閣官房長官は、國務大臣を以て、これに充てることができる。この場合においては、前項の規定は、適用されないものとする。 4 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。	第13条 内閣官房に内閣官房長官1人を置く。 2 内閣官房長官は、國務大臣をもつて充てる。 3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。				
内閣官房副長官・副長官補		第14条 内閣官房に、内閣官房副長官2人を置く。 2 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助ける。						第14条 内閣官房に、内閣官房副長官2人を置く。 2 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。	第14条 内閣官房に、内閣官房副長官3人を置く。	第14条 内閣官房に、内閣官房副長官3人を置く。 2 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。 第16条 内閣官房に、内閣官房副長官補3人を置く。 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第12条第2項第1号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。 3 「略。第15条3、4、5の準用」
内閣総理大臣補佐官								第14条の2 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官3人以内を置くことができる。 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。 3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。 4 内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。 5、6 「略。服務関係」	第14条の3 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官3人以内を置くことができる。 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。 3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。 4 「略。第14条の2の3、4を準用、5を常勤補佐官に準用」	第19条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官5人以内を置くことができる。 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。 3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。 4 「略。第15条3、4を準用、5を常勤補佐官に準用」
秘書官		第15条 内閣官房に内閣総理大臣、法務総裁〔昭和27年改正(法務府廃止、法務省設置に伴う改正)で「法務総裁」削除。なお、別に法制局設置(昭和27年法律第252号)及び各省大臣以外の各國務大臣及び内閣官房長官に附属する職員として、秘書官各4人を置く。 2 前項の秘書官で、國務大臣に附属する秘書官は、國務大臣の、内閣官房長官に附属する秘書官は、内閣官房長官の命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。	第15条 内閣官房に内閣総理大臣に附属する秘書官3人並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各國務大臣及び内閣官房長官(國務大臣をもつて充てられる場合の内閣官房長官を除く。)に附属する秘書官各1人を置く。 2 前項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、國務大臣に附属する秘書官は、國務大臣の、内閣官房長官に附属する秘書官は、内閣官房長官の命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。	第15条 内閣官房に内閣総理大臣に附属する秘書官3人並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各國務大臣に附属する秘書官各1人を置く。 2 前項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、國務大臣に附属する秘書官は、國務大臣の、命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。		第15条 内閣官房に内閣総理大臣に附属する秘書官3人並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各國務大臣に附属する秘書官各1人を置く。 2 前項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、國務大臣に附属する秘書官は、國務大臣の、命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。				第20条 内閣官房に、内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各國務大臣に附属する秘書官を置く。 2 前項の秘書官の定数は、政令で定める。 3 第1項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、國務大臣に附属する秘書官は、國務大臣の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。
内閣危機管理監									第14条の2 内閣官房に、内閣危機管理監1人を置く。 2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。 3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。 4、5 「略。服務関係、兼業制限」	第15条 内閣官房に、内閣危機管理監1人を置く。 2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。 3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。 4、5 「略。服務関係、兼業制限」
参事官・審議官・調査官・事務官、内閣広報官、内閣情報官			第14条の2 内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。 2 内閣参事官は、命を受けて閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。 3 内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整に関する事務を掌る。 4 内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。 5 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。 第16条 2 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。				第14条の2 内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。 2 内閣参事官は、命を受けて閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。 3 内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整に関する事務を掌る。 4 内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。 5 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。 6 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、政令で定める。 第16条 削除	[第14条の3に改正]	[第14条の4に改正]	第17条 内閣官房に、内閣広報官1人を置く。 2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第12条第2項第2号から第5号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第2号から第5号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。 3 第15条第3項から第5項までの規定は、内閣広報官について準用する。 第18条 内閣官房に、内閣情報官1人を置く。 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第12条第2項第6号に掲げる事務を掌理する。 3 第15条第3項から第5項までの規定は、内閣情報官について準用する。 第21条 内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。 2 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。 〔内閣官房組織令で、内閣総務官、内閣審議官、内閣参事官を定めている。〕

1 原則として漢字は新字体で、仮名づかいには現代仮名づかいで、数字は算用数字で示した。
2 改正があった場合のみその改正部分を折り込んだ当該条項を掲げた。
3 [] は講師による便宜的補足。

(出典)『法令全書』、内閣官房『内閣関係法規集』各年各号から講師作成。